

紀

要

第 19 号

2006. 3

財団法人滋賀県文化財保護協会

近江の法隆寺式軒瓦

北村圭弘

1. はじめに

法隆寺式軒瓦は、法隆寺西院伽藍創建時所用の軒瓦と瓦当紋様の要素（単位紋様）と構成（意匠）とが等しい軒瓦、およびその紋様を模した軒瓦の総称である。すなわち法隆寺式軒瓦は、軒丸瓦37Aと軒平瓦216Aの組み合わせを標式とする¹¹⁾。37Aは外区平縁に線鋸歯紋がめぐる複弁八葉蓮華紋であって、花弁は幅広で弁央界線をもたず、大きな中房には三重の蓮子を配置するという特徴をもつ。216Aは粘土板桶巻き作りの直線類で、宝珠形の中心飾りから左右におおよそ三回転する忍冬唐草紋をもつことによって特徴づけられる。法隆寺式軒瓦とは、こうした特徴をもつ軒瓦と、その系譜下にある軒瓦のことである。

昭和45年発行『飛鳥白鳳の古瓦』¹²⁾によると、近江においては3遺跡で法隆寺式軒瓦の出土が知られていた。彦根市普光寺廃寺の軒丸瓦、栗東市樋ノ口瓦窯跡および守山市益須寺跡の軒平瓦がそれである。その後、昭和49年と昭和53年とに近江の古代瓦を集成した展覧会が開催され¹³⁾、また昭和52年からは西田弘氏による近江の古代瓦の集成がはじまった¹⁴⁾。そして平成元年発行『近江の古代寺院』¹⁵⁾では、琵琶湖南東岸域の7遺跡で法隆寺式軒瓦の出土が報告され、あわせて栗東市手原廃寺と大津市東光寺跡の軒丸瓦については面違鋸歯紋縁であることなども知られるようになった。その後も平成6年には高島市下五反田遺跡で軒平瓦が出土し¹⁶⁾、琵琶湖西岸域における法隆寺式軒瓦の初見となった。

平成17年3月、筆者は第8回古代瓦研究会において全国各地の法隆寺式軒瓦についての報告に接し¹⁷⁾、あわせて数多くの実物資料を実見する機会を得た。そのなかで近江の法隆寺式軒瓦については、樋ノ口瓦窯跡の軒平瓦が三重県伊賀市所在の三田廃寺や殿山瓦窯跡のそれと同范とされていること、三田廃寺の軒丸瓦と手原廃寺および東光寺遺跡のそれとはきわめて類似性が高いことなど、栗太郡の

法隆寺式軒瓦と伊賀国阿伴郡のそれとの関係の深さを指摘する竹内英昭氏の報告に接し¹⁸⁾、大いに刺激を受けることになった。

本稿では、別稿¹⁹⁾での論究にあたっての基礎作業として、如上の近江の8遺跡から出土した法隆寺式軒瓦を集成し、その系譜や年代について考察しておきたい。

2. 遺跡の概要

下五反田遺跡

（高島郡三尾郷、高島市安曇川町田中）

琵琶湖の西岸を通過する北陸道が高島平野に入って、鴨川を渡る地点の北岸に所在する。近接する高島市安曇川町三尾里は「三尾別業」（『日本書紀』繼体即位前紀）、「三尾郷」（『和名抄』近江国高島郡）などに比定される古代地名「三尾」の遺称地であって、「三尾城」（『日本書紀』天武元年7月辛亥条）や「三尾駅」（『延喜式』兵部省）が設けられた交通の要衝地であった。また鴨川の河口付近は『正倉院文書』造石山寺所関連史料にみえる「小川津」の比定地であって、下五反田遺跡から見た鴨川の対岸には8世紀末頃から官衙遺跡として繁栄する鴨遺跡が所在し、そこからは「出雲寺」などと墨書きされた須恵器等が出土している。

平成6年度の発掘調査において溝や落ち込み状遺構が検出され、そこから法隆寺式軒平瓦8119A1点を含む10点余の屋瓦片が出土した。屋瓦の用途等は、その出土数が少ないとあって明らかでない。

普光寺廃寺

（神崎郡雄諸郷大津里カ、彦根市普光寺町）

下五反田遺跡から見ると、ちょうど琵琶湖の対岸に位置する。養老一神龜年間（717～729）の平城宮木簡に「（表）近江国甘作郡雄諸郷」「（裏）大津里大友行商」と見え、その大津里を湖岸に比定して諸郷の配置を検討すると、神崎郡の湖岸域は狭いの

で、普光寺廃寺付近が雄諸郷大津里にあたる可能性がある。『和名抄』に雄諸郷は見えないものの、これを「ヲソ」と訓じ、また『和名抄』小社郷を「ヲコソ」と訓じるならば、両者を同一郷と見なせる可能性もある。

塔心礎の存在や屋瓦の出土は江戸時代から知られていたが（『淡海温故録』など）、昭和38年のほ場整備事業において本来の地形が消滅するとともに多量の屋瓦等が出土した。そして平成5年度の発掘調査では「小寺」と墨書された須恵器などが出土している。創建瓦は素弁蓮華紋軒丸瓦ないし川原寺式軒瓦とみられる。法隆寺式軒丸瓦は3411Aが1点のみ採集されている。

益須寺跡

（野洲郡、守山市吉身町）

東山道の野洲川渡河地点の北岸に位置する。所在郷は判然としない。古代野洲川の河口（現在の境川河口）付近は造石山寺所関連史料にみえる「野洲瀬」の比定地である。遺跡の中核部ははやくに消滅したとみられるが、昭和35年以降の発掘調査では掘立柱建物群や井戸、埠積みとされる側溝などが検出され、多量の屋瓦や「野洲郡」とヘラ書きされた須恵器が出土している。

益須寺跡は『日本書紀』持統8年（694）3月己亥条にみえる「益須寺」に比定される。同条には「粵に七年の歳次癸巳を以て、醴泉、近江国益須郡の都賀山に涌く。諸の疾病人、益須寺に停宿りて、療め差ゆる者衆し。故に水田四町・布六十端入れよ。益須郡の今年の調役・雜徭原し除めよ。国司の頭より目に至るまでに、位一階進めしむ」などと見える。当該遺跡が国司とも親密な関係にあった郡名寺院であることは、ここから野洲郡内で唯一平城宮式軒瓦が出土することによっても支持できる。

創建瓦は川原寺式軒瓦と推定される。しかしその出土量はごく少ない。持統8年の水田等の施入をうけて寺觀が整えられたと見るなら、法隆寺式軒瓦（8412A-8111A）がそのときの所用瓦とみなされる。ただしその出土量比から判断すると、やや遅れて採用された素弁蓮華紋軒丸瓦1339Aと法隆寺式軒平瓦8111Bとの組み合わせをもって本格的な伽藍整備がはかられた可能性が高い。

福林寺跡

（野洲郡篠原郷カ駅家郷カ、野洲市小篠原）

益須寺跡の北東約2kmに位置する。東山道沿いの要衝地にあって、その周辺には南北方位の地割が認められる。野洲郡衙跡とされる和田・小篠原遺跡の東端に位置し、享保19年（1734）成立の『近江輿地志略』は現遺跡地を福林寺跡と伝える。当地付近は『和名抄』篠原郷の遺称地であって、駅家郷はそこに設置された駅家（『延喜式』）から分立したらしい。『東寺文書』康和3年（1101）10月5日付け「堀川天皇宣旨案」は、福林寺は天武朝に「石城村主宿禰」が建立したと伝える¹⁰。北西約3.2kmの琵琶湖岸に位置する野洲市八夫遺跡から「福林寺」の墨書須恵器が出土している。

遺跡の中核部ははやくに消滅したとみられるが、昭和50年以降の発掘調査では井戸などが検出されるとともに、長期間の存続を示す多様な屋瓦が出土した。法隆寺式軒平瓦は8111Cが3点しか出土しておらず、組み合う軒丸瓦もいまのところ明確でない。

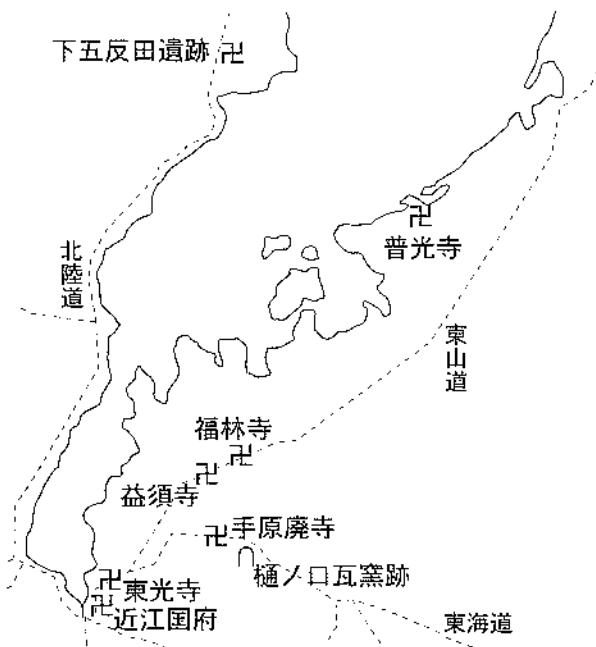


図1 近江の法隆寺式軒瓦出土遺跡

手原廃寺

(栗太郡治田郷か、栗東市手原)

益須寺跡の南約3kmに位置する。東海道沿いにあって、東山道にも近い。所在郷は不詳ながら、明治22年成立の栗太郡治田村を『和名抄』治田郷の遺称とみるなら³⁰、地理的にはそれに近い。周辺地には正南北方位の地割が認められ、昭和56年以降の発掘調査によって、屋瓦の多量出土が知られるようになった。屋瓦は7世紀中葉頃から8世紀前半頃にかけてのⅢ期の所用とされるが、遺跡の中権部にはやくに消滅したらしく、当該期の遺構としては堅穴住居や溝などの検出にとどまる。ただし、つづく8世紀後半頃以降のⅣ期には企面性の高い倉庫群などが検出されている。

瓦葺建物の創建瓦は川原寺式軒瓦とみられる。法隆寺式軒瓦はそれにやや遅れて補足的に用いられたらしく、軒丸瓦3451A型式が1点が採集されたほか、軒平瓦8115B型式4点が出土しているにすぎない。南西約2kmにある推定栗太郡衙跡の岡遺跡からも、川原寺式軒丸瓦3123Aおよび素弁蓮華紋軒丸瓦1331Aが出土している。

樋ノ口瓦窯跡

(栗太郡、栗東市上砥山)

手原廃寺の南東約3kmに位置する。ふるくに採集された法隆寺式軒平瓦8115A型式3点が知られている。付近には複数の窯跡があるらしいが、詳細はわからない³¹。

近江国衙跡

(栗太郡勢多郷、大津市大江三丁目ほか)

琵琶湖の南端から流れ出る瀬田川の東岸に位置する。勢多橋周辺には、造石山寺所関連史料に見える「勢多津」が営まれ、そこを通過した古代官道は北東約3kmで東山道と東海道とに分岐するから、近江国衙跡付近はまさに水陸交通の結節点であったことがわかる。国衙の形成は8世紀中葉頃とみられるが、それ以前の屋瓦もわずかに出土する。法隆寺式軒丸瓦と川原寺式らしい軒丸瓦とがそれで、いずれも昭和39年度に実施された政序域の遺構確認調査で1点づつが出土している。法隆寺式軒丸瓦は3412型式で、同時期の軒平瓦としては重弧紋軒平瓦が1点のみ知られている。段顎の押し挽き四重

弧紋で、弧紋の山部は△形を示す。ただし西田弘氏によると、この軒平瓦は昭和47年に政序域外の北側で出土したというから、軒丸瓦との組み合わせについては判然としない。

東光寺遺跡

(栗太郡勢多郷、大津市大萱二丁目)

近江国衙跡の北側約1kmに位置する。東光寺遺跡付近を通過した古代官道は、その北東約2kmで東山道と東海道とに分岐する。東光寺の現存する丘陵上に古代寺院跡の推定地があり、その南側で実施された昭和58年度の発掘調査では、そこから流入したとみられる屋瓦が下層遺構の調査時に多量に出土した。下層遺構は7世紀後半頃から8世紀後葉頃にかけて存続したとみられ、総柱の大型掘立柱建物1棟などが検出されている。また円面鏡や「麻呂」「草(あるいは葦)」などと墨書された須恵器や鍛冶関連遺物、製塩土器、須恵器熔着品、海獸葡萄鏡などといった、一般集落では認めにくい遺物が出土している。

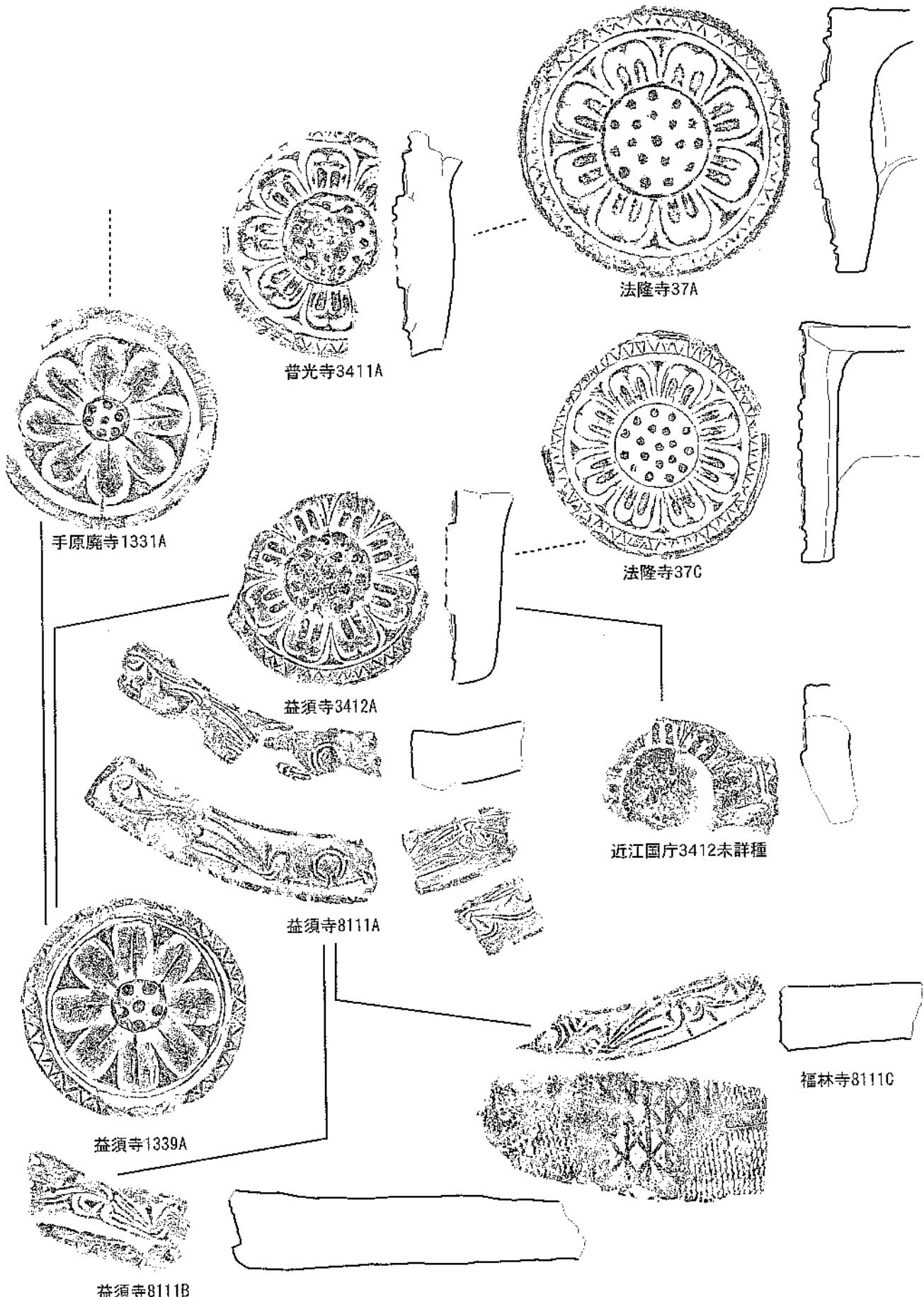
軒丸瓦は2型式が2点づつ出土している。いずれについても以前に1点づつ採集されていた軒丸瓦と同一型式であった。法隆寺式軒丸瓦3451Bがそのひとつであり、都合3点の出土が知られる。発掘調査では重弧紋軒平瓦1点も出土している。段顎の押し挽き四重弧紋で、弧紋の山部は方形に近い形状を示し、近江国衙跡のそれとは異なる。軒丸瓦との組み合わせについては判然としない。

3. 軒瓦の様相

(1) 軒丸瓦

3411型式A種

普光寺廃寺から1点のみが採集されている。花弁に弁央界線はなく、間弁は中房に至る。圓線のない中房には、周環のない蓮子を「1+6+11」に配置する。外区平縁には凸線鋸歯紋をめぐらせ、その外側には幅狭の索紋平縁がつく。3412Aに較べると、瓦当紋様は立体的な表現で、中房は突出してその比率も大きい。瓦当部の成形は、まず瓦缶の中房部に粘土を詰め、ついで蓮弁部に粘土を詰めてから、裏面となる粘土を貼り付けるとみられる。明確な回転痕は認めにくいが、瓦当裏面の中央が凸レ



補註：註所引文献および引用・参考文献等より作成

△はおそらく同範、ーは紋様の直接的な連関、

……はその可能性、上下の位置関係は時間軸上の先後関係を示す

0 10 cm

図2 近江の法隆寺式軒瓦の系譜 1 S=1/4

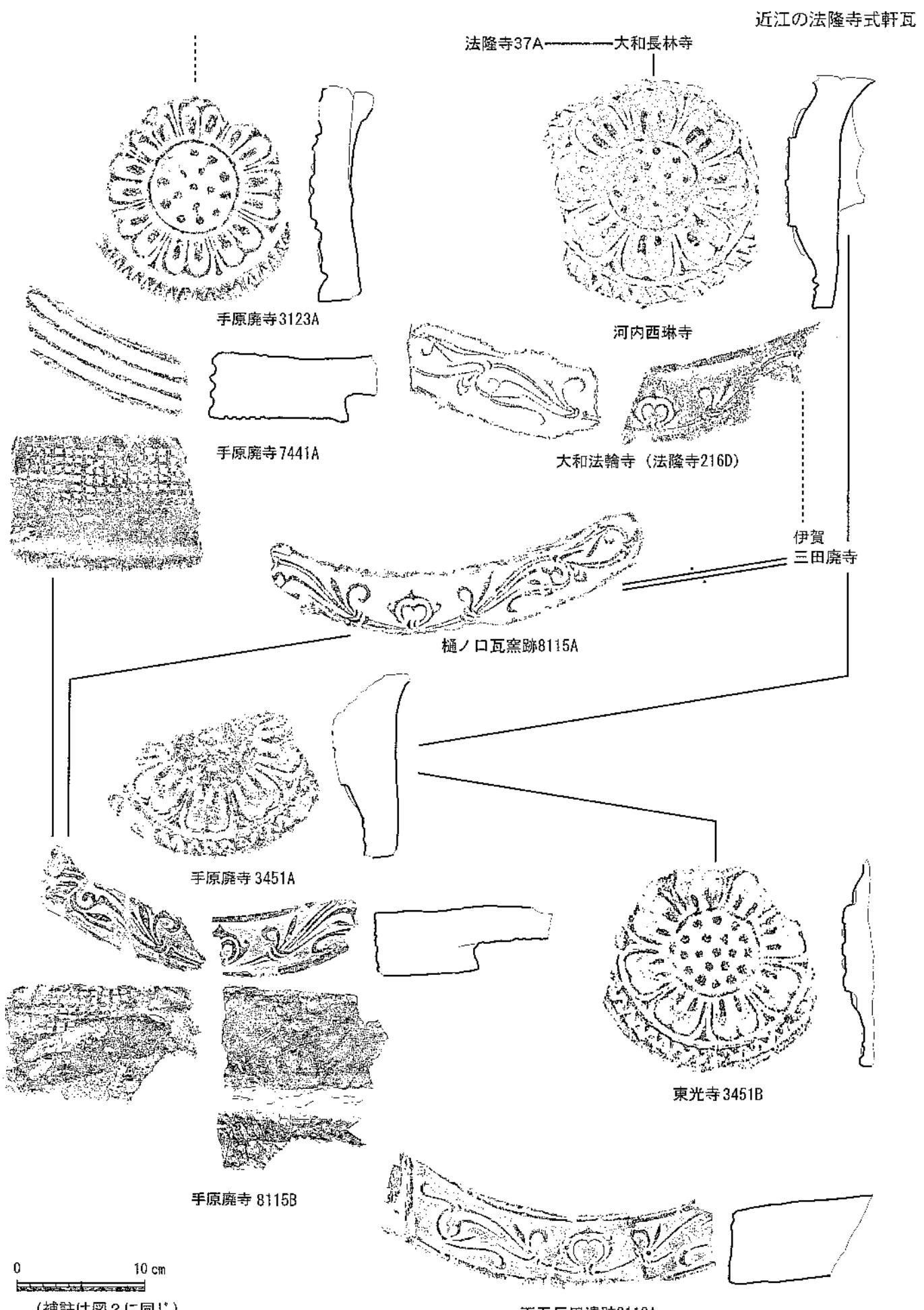


図3 近江の法隆寺式軒瓦の系譜2 S=1/4

ンズ状に高まるので、あるいは回転台上で成形したのかもしれない。丸瓦部は外区に沿うように接合する。瓦当部に残るその反転痕から、丸瓦部は丸太状内型によって作られたとみられる。焼成は堅緻で、色調は黒灰色を呈する。

3412型式

花弁に弁央界線がなく、間弁も中房に至らない。外区平縁には凸線鋸歯紋をめぐらせ、その外側に幅狭の素紋平縁がつく。3411Aに較べると、瓦当紋様は平板な表現で、中房も突出しない。瓦当部と丸瓦部とは接合式である。

A種

益須寺跡から、中房部のみの破片2点を含む3点が出土している。圓線のない中房には、周環のない蓮子を「1+7+11」に配置するが、二重目の蓮子配置は不規則である。3411Aに較べて瓦当径はやや大きいが、中房比率は小さい。瓦当部の成形は、瓦範の紋様部分に粘土を詰めてから、瓦当裏面となる粘土を貼り付ける。瓦当部に残る丸瓦部の反転痕から、それは桶状内型（枠板連結内型）によってつくられたことが明確である。焼成はややあまく、色調は褐色～灰色を呈する。

未詳種

近江国衙跡から1点のみが出土している。A種とよく似る。小破片であるため、瓦範の同別等は確認できないが、瓦当部に残る丸瓦部の反転痕から、それはA種と同様に桶状内型によってつくられたことがわかる。中房径は約7.2cmを測る。焼成はややあまく、表面は褐色、断面は黒色を呈する。

3451型式

手原廃寺の1点と東光寺遺跡の3点が知られる。外区斜縁には右上がりの面違鋸歯紋がめぐり、花弁には弁央界線がない。瓦当面が弓なりにふくらみ中房が高く突出するという点に大きな特徴がある。

A種

手原廃寺から1点のみが採集されている。中房はB種よりも突出が高く、中房比率は3412Aに較べてもやや小さい。中房に圓線はないとみられる。瓦当部の成形は、瓦範の紋様部分に粘土を詰めてから、瓦当裏面となる粘土を貼り付ける。瓦当部と丸瓦部とは接合式で、瓦当部に残る丸瓦部の反転痕から判

断すると、それは桶状内型によってつくられたとみられる。瓦当側面の中位には、貧弱ながらも鋭い凸線が外区に平行してわずかに残る。これはおそらく瓦範がAタイプで、柳型も使用することを示すのだろう。焼成はややあまく、色調は灰褐色を呈する。

B種

東光寺遺跡から3点が出土している。外区の面違鋸歯紋縁の外側に、さらに幅狭の素紋平縁がつく。A種に較べて、中房の突出はやや低く、中房比率も小さい。中房に圓線はなく、周環のない蓮子を「1+6+12」に配置する。瓦当部の成形は、瓦範の紋様部分に粘土を詰めてから、瓦当裏面となる粘土を貼り付けるらしく、後者が完全に剥離した個体もある。焼成はややあまく、色調は灰褐色を呈する。

(2) 軒平瓦

8111型式

中心飾りが正円に近い宝珠形であること、第2結節の蕾の先端が丸味を帯びること、平瓦部の曲率が他型式に較べて大きいことによって特徴づけられる。粘土板桶巻き作りの直線類である。平瓦部凹面の広端縁付近がくぼむので、瓦当紋様は截頭円錐台形の内型に粘土円筒を巻き付けたまま天地を逆転させ、瓦範を押しつけて施紋したと推定される。瓦当外区に素紋の直立平縁があるように見えるが、これは瓦範の外側にはみ出た粘土を平坦に加工しただけかもしれない。

A種

益須寺跡から5点が出土している。それぞれ異なる部位しか出土していないため、必ずしも瓦範の同別は確認できないものの、瓦当紋様が細線表現であるという点に共通の特徴を認め得る。唐草紋の主茎のうち、第1結節から第2結節にかけては三重線によって表現され、蕾内は単線によって表現される。中心飾りの外線は上下に分離し、基底部の弓形は右向きである。平瓦部の凸面には端縁方向のヘラ削り、側縁方向のナデやヘラ削り、また部分的に細目の正格子叩きが施され、粘土板の合わせ目が認められる個体もある。焼成はややあまく、色調は褐色から灰褐色を呈する。

B種

益須寺跡から4点が出土している。瓦当紋様は太

線表現で、A種と較べると、かなり硬直化した印象を与える。第2結節の蕾内は大振りの滴形に表現する。平瓦部の凸面には側縁や端縁方向のナデやヘラナデ、凹面には端縁方向のヘラナデやヘラ削りが認められる。焼成はややあまく、色調は灰色～灰褐色を呈する。瓦当面の狭端から約11cmの平瓦部凸面に端縁方向の朱線が認められる個体もある。

C種

福林寺跡から3点が出土している。他種と較べると、瓦当紋様は描線に太細がなく、かつ直線的で硬直化した印象が強い。中心飾りの外線は分離せず、基底部も明確な弓形でなく直線に近い。第2結節の蕾内は直線表現であって、蕾そのものも便化が著しく、かつ他種にはない二線が両脇から垂下する。平瓦部の凸面には、斜格子と平行線とを組み合わせた特殊叩きと繩叩きとが重複する。これとよく似た印象の平瓦は、益須寺跡からも出土している。すなわちその凸面には大小2種類の格子叩きと繩叩き

とが重複して施され、凹面は広端付近を端縁方向にヘラ削りし、それ以外は部分的に側縁方向にヘラ削りする。焼成はややあまく、色調は灰色を呈する。

8115型式

中心飾りの外線は上下に分離せず、内線はハート形、基底部の弓形は左向きである。同一個体で確認できるわけではないが、第1結節から上方中央側に反転する支葉は、右側が小さく、左側が大きいという特徴がある。瓦当外区に素紋の直立平縁がある。平瓦部の曲率が8111型式と較べてゆるい。粘土板桶巻きによる4枚作りと見られる。

A種

樋ノ口瓦窯跡から採集されている。瓦当紋様の描線の横断形状は丸味を帯びた三角形に近く、第2結節の蕾は剣先形を呈する。直線顎で、平瓦部の凹面には糸切り痕が観察され、広端縁付近を端縁方向にヘラ削りする。焼成はいずれも堅緻で、黒色を帯びた灰褐色である。図示した如く、これまで拓本によって1個体のように紹介されているものの、実はこれは互いに接合しない3破片からの復元であって、相互に同范が確認されたわけでもない。したがって当然のことながら、平瓦部の凸面調整等も一様でなく、中央の破片には端縁方向のハケ目（カキ目）が、右側の破片には端縁方向のナデないしヘラナデが、左側の破片には彫りの浅い細目の正格子叩きが観察される。また破面の新しい右側の破片は表面のみが黒色で、断面は黒が目立つ灰色であるから、瓦質に焼成されたかのような印象を受ける。

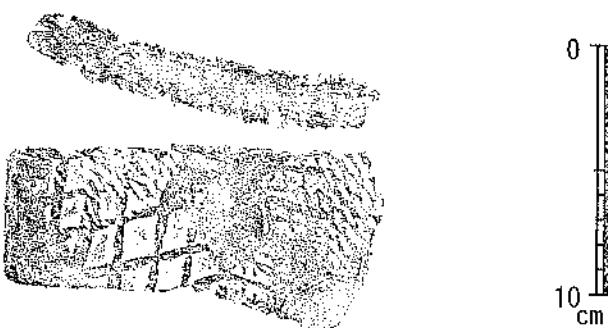


図4 益須寺跡出土平瓦 (S=1/3)

寺院名	軒丸瓦 番号	中房の蓮子配置			瓦当径 X(cm)	内区径 Y(cm)	中房径 a(cm)	外区幅 b(cm)	中房比率 a/Y(%)	備考 (中房の中心蓮子はすべて1)
		7+11	6+11	6+12						
法隆寺	37 A	○			19.9	16.5	8.4	1.7	51%	
	37 B	○			18.0	14.4	7.0	1.8	49%	
	37 C	○			16.5	13.5	6.3	1.5	47%	
普光寺廃寺	3411 A		○		16.8	14.0	7.2	1.4	51%	瓦当部口クロ成形カ
益須寺	3412 A	○			17.4	14.2	6.8	1.6	48%	桶状内型の丸瓦
長林寺			○		18.7	15.7	7.5	1.5	48%	
西琳寺				○	18.6	15.2	7.5	1.7	49%	
三田廃寺				○	17.5	14.1	6.9	1.7	49%	
手原廃寺	3451 A			○	18.4	15.2	7.0	1.6	46%	桶状内型の丸瓦
東光寺	3451 B			○	18.6	16.8	7.0	0.9	42%	

表 面違鋸歯紋縁の法隆寺式軒丸瓦の紋様構成（註所引文献および引用・参考文献より作成）

B種

瓦当紋様の描線がA種に較べて平坦であること、また貼り付け段顎であることによって特徴づけられる。中心飾りの外線は上下に分離しないものの、その接続箇所はきわめて狭い。平瓦部の凹面には枠板痕と布目圧痕が観察される。手原廃寺から4点が出土しているものの、それぞれの破片の部位が異なるため、すべてについて同範が確認できるわけではない。特に中心飾りのある破片とそれ以外の破片とを較べると、異質な点が目立つ。つまり前者は後者に較べて、瓦当紋様の外区の素紋縁が明確であり、かつ堅緻に焼成され、表面は黒色、断面はやや赤色を帯びた灰色を呈する。また前者は平瓦部凹面の広端付近を端縁方向にヘラ削りし、凸面については段顎部を端縁方向にナデる一方、平瓦部分には彫りの浅い斜格子叩きを施す。それに対して後者は焼成がややあまく、色調は灰色ないし灰褐色、灰黒色を呈するうえ、平瓦部凹面にヘラ削りを施すことなく、凸面についても段顎部に深い彫りの正格子叩きを密に施す。

8119型式A種

下五反田遺跡から1点のみが出土している。描線は単線で、その断面形状は外区の素紋縁とともに半球形に近い。中心飾りは宝珠形で、外線は上下に分離せず、内線はハート形を呈する。基底部の弓形は左向きである。唐草紋は第2結節まで、そこに蕾はなく、支葉を瓦当面いっぱいに大きく派生させて、瓦当紋様のバランスをとる。平瓦部の凹面には綴じ合わせ痕のある布目圧痕が観察され、広端縁付近には端縁方向にヘラ削りが認められる。また平瓦部凸面については側縁方向のヘラナデが認められる。焼成はややあまく、表面は黒色を帯びた灰色、断面は灰色を呈する。粘土板作りで、顎部の断面形状は直線顎である。平瓦部の曲率から判断すると、4枚作りであろう。

4. 历年代の比定

近江の法隆寺式軒丸瓦は、線鋸歯紋縁の3411・3412型式と面違鋸歯紋縁の3451型式とにわけられる。前者について、まず3411Aを法隆寺37Aと較べると、中房比率はそれと一致するものの、瓦当

径は小さい。また中房に圓線がなく、その蓮子数も2重目において1個が減少して偶数個化している。製作技法は相互に関連性が乏しいものの、瓦当紋様は37Aに系譜づけられるから、それにやや後出するとみられる。法隆寺37A-216Aは、若草伽藍が焼亡した天智9年(670)以降に再建された西院伽藍の創建時所用瓦であると見て、670年代の暦年代が与えられている。3411Aについては37Aとの如上の比較から、一応それからややくだる680年前後の暦年代を想定できるだろう。

3412Aは3411Aと較べて中房の突出が低く、また中房比率も小さいので、それよりは後出的な様相を示すといえる。ただし3411Aと比べて瓦当径が大きく、中房の蓮子もすべて奇数個配置をとどめる。加えて製作技法も3411Aとの関連性は乏しいから、3412Aは3411Aの直接的な退化型式とは認めにくい。上述の諸特徴や中房比率、中房の蓮子配置、また弁央界線の痕跡的表現などを考慮すると、3412Aは法隆寺37A・Bよりもむしろ37Cとの類似性が高いと判断できる。そして軒瓦の組み合せとして3412Aには8111Aが組み合うとみられ、それは法隆寺216Aに較べて瓦当紋様の描線に立体感を欠く。このことも3412Aが法隆寺37Aよりも37Cに近いとみられることを支持する要素となるだろう。

一方で、3412Aは益須寺において軒丸瓦1339Aと密接に関わる。つまり1339Aは手原廃寺1331Aの有稜素弁蓮華紋と中房の蓮子配置を基本としつつも、線鋸歯紋縁と隅丸方形という花弁輪郭の形状に3412Aの影響を明確に看取することができる。3412Aと1339Aの丸瓦部が桶状内型によって作られていることも、滋賀郡や栗太郡に多く見られる素弁蓮華紋軒丸瓦の系譜をひく1331型式の製作技法の影響とみてよいだろう。また軒瓦の組み合せとして3412Aには8111Aが組み合い、1339Aには8111Aが退化した8111Bが組み合うとみられる。そしてこれらについては『日本書紀』持統8年(694)3月己亥条の益須寺開連記事からその暦年代を想定できる。すなわちこの年、益須寺は朝廷が施入した「水田四町・布六十端」などをもって寺觀を整えたと見るなら、このときの所用瓦としては1339A

—8111Bが想定できるので、3412A—8111Aには持続8年前後、1339A—8111Bにはそれからやや降る690年代後半の暦年代を与えてよいだろう。なお8412型式の未詳種についてはA種と同范の可能性があるものの一応それよりもややくだる暦年代を想定しておきたい。また8111Cについても軒丸瓦との組み合わせは不明ながら、一応8111Bとよく似た年代を想定してよいだろう。

3451型式は面違鋸歯紋縁である。そしてその鋸歯紋数は密であって、瓦当面が弓なりにふくらみ、かつ中房が大きく突出するという点において、大和長林寺の法隆寺式軒丸瓦に系譜づけられる³⁹。長林寺のそれは法隆寺西院伽藍の法隆寺式軒瓦から派生し、その特徴をよく備えたまま河内西琳寺、伊賀三印廃寺を経て手原廃寺・東光寺遺跡に伝播したとみられる。近江で3451Aに伴う軒平瓦8115Bは8115Aの退化型式であり、8115Aは216Aの退化した大和法輪寺所用軒平瓦（法隆寺216D）に類似する。そして8115Aは法隆寺式軒平瓦に通有の直線顎である一方、8115Bは貼り付け段顎に変化している。8115Bの一部個体に見られる顎部凸面の正格子叩きは、手原廃寺の重弧紋軒平瓦7441Aの同一部位にみえるそれときわめてよく似ており、同一原体の可能性もある。8115Bはこの重弧紋軒平瓦7441Aの技法的影響を受けて段顎化したと見られるから、その年代は重弧紋軒平瓦に組み合う川原寺式軒丸瓦3123Aと同時期ないし、それにやや後出することがわかる。加えて、8115Aが216Dに後出するという如上の検討を考慮すると、3451A—8115Bの暦年代はおおむね680年代と推定してよいであろう。なお3451Bについては3451Aよりも後出する瓦当紋様をもつことから、それよりもやや新しい暦年代が与えられる。

8119Aについては、唐草紋が第2結節までで、かつそこには蕾がない。描線は単線ながら、その横断面形状は半球形に近い。法隆寺でいえば、おそらく216Dから216B・Cに変遷を遂げる過程に位置づけられるだろう。暦年代を想定する手がかりには乏しいが、216D以降いちおう8世紀初頭頃までの所産と考えておきたい。

5.まとめ

法隆寺式軒瓦の伝播について、鬼頭清明氏は法隆寺の庄倉經營との関係を説いた⁴⁰。これは7世紀後半代とみられる法隆寺式軒瓦の分布と、天平19年（747）『法隆寺伽藍縁起并流記法隆寺資財帳』（以下『資財帳』）にみえる法隆寺の所領や庄倉の分布との対応関係を分析して導き出された有力な学説であるが、各地で法隆寺式軒瓦の研究が進展するとともに、次第に批判的な意見も提出されるようになってきた⁴¹。

このことを近江に即して検討すると、法隆寺式軒瓦が分布する四郡のうち、『資財帳』に法隆寺の所領や庄倉の記載がみえる郡は栗太一郡のみであるから、鬼頭氏説との一致率は四分の一にすぎないことがわかる。また地理的な近縁性から、野洲郡の法隆寺式軒瓦を栗太郡の庄倉經營に関連づけるとしても、鬼頭氏説との一致率はわずか二分の一にとどまる。少なくとも近江に限って言えば、法隆寺式軒瓦と法隆寺庄倉等との関係は、鬼頭氏の主張を積極的に支持できるほど緊密であったとは言いにくい状況にある。

その理由は本稿で見た如く、近江に分布する法隆寺式軒瓦の瓦当紋様の系列や、その伝播年代が必ずしも一様ではないことにあるとみられる。すなわち栗太郡の手原廃寺と東光寺遺跡の法隆寺式軒丸瓦3451型式は面違鋸歯紋縁であるものの、それ以外の近江の法隆寺式軒丸瓦は線鋸歯紋縁であって、瓦当紋様の系列は明確に異なる。そして3451型式と普光寺廃寺の3411型式とは瓦当紋様の系列が異なるものの、ほぼ同時期の伝播が想定される一方、益須寺や近江国守の3412型式は3411型式と同じ線鋸歯紋縁でありながら、それよりも新しい伝播時期が想定される。法隆寺式軒瓦の伝播背景については、こうした基礎的な事実を明らかにしたうえで、あらためて議論する必要があると考える。今後の課題としたい。

（きたむら よしひろ：企画調査課主任）

謝辞

本稿執筆にあたっての資料調査には、下記の諸機関より格別のご配慮を賜りました。厚くお礼申し上げます。

守山市教育委員会、守山市立埋蔵文化財センター、栗東市教育委員会、栗東市出土文化財センター、野洲市教育委員会、野洲市歴史民俗博物館、高島市教育委員会、滋賀県埋蔵文化財センター、滋賀県立琵琶湖文化館

また古川与志継氏の格別のご配慮をもちまして益須寺跡出土軒平瓦8111A（『野洲町史』第1巻P361写57）を熟覧することができました。重ねて厚くお礼申し上げます。

註

- (1) 『法隆寺の至宝 瓦』 法隆寺昭和資財帳15（小学館 1992）
- (2) 奈良国立博物館『飛鳥白鳳の古瓦』（1970）
- (3) 滋賀県立琵琶湖文化館『奈良時代の文化』（1973）、滋賀県立近江風土記の丘資料館『近江の瓦』（1978）
- (4) 西田弘『近江の古瓦 I～X V』滋賀文化財教室 シリーズ15・18・33・64・68・73・82・85・90・91・95・96・98・103・104（財）滋賀県文化財保護協会 1977～1989）
- (5) 近江の古代寺院刊行会『近江の古代寺院』（1989）
- (6) 安曇川町教委『下五反田遺跡発掘調査報告書』（1995）
- (7) 古代瓦研究会『飛鳥白鳳の瓦づくりⅧ』（奈良文化財研究所 2005）
- (8) 竹内英昭「伊賀・近江の法隆寺式軒瓦」註（7）所収。竹内氏のご教示によると、殿山瓦窯跡産瓦は三田庵寺に供給された可能性が高く、殿山瓦窯跡と樋ノ口瓦窯跡の法隆寺式軒平瓦が同范であることについては、梅原末治氏が調査されたこととして三重県で伝承されているという。
- (9) 北村圭弘「面邊鋸歯紋縁の法隆寺式軒丸瓦」（『淡海文化論叢』第1集 同刊行会 2006）ほか、別稿を準備中。
- (10) 正倉院文書中の造石山寺所関連史料にみえる「林寺」は夜須郡（野洲郡）にあって、その名称は福林寺に似ている。大橋信弥氏は、天平宝字6年（762）に信楽殿壊遷所を領導した林寺の僧慶寶が大友禪師とよばれたことから、その権越は大友村主であったとみている（大橋信弥「信楽殿壊遷所について」『古代豪族と渡来人』吉川弘文館 2004）。
- (11) 治田神社がある草津市南笠町付近に治田郷を比定する説もある（『近江輿地志略』）。
- (12) 滋賀県教委『平成13年度滋賀県遺跡地図』
- (13) 註（9）と同じ
- (14) 鬼頭清明「法隆寺の庄倉と軒瓦の分布」（『古代研究』第11号 元興寺仏教民俗資料研究所考古学研究室 1977）
- (15) 亀田修一「中国・四国地方の法隆寺式軒瓦」（『シンボジウム「天平の宇佐』』別府大学附属博物館・宇佐市教委）、妹尾周三「西瀬戸内の法隆寺式軒平瓦」（『考古論集』河嶺正利先生退官記念事業会 2004）

主要参考・引用文献（註所引文献を除く）

- 【下五反田遺跡】滋賀県教委『出土文化財資料化収納業務報告書』II-1（2005）【普光寺廃寺】寺田所平『稻枝の歴史』（1980）、滋賀県教委『土地改良総合整備関連遺跡発掘調査報告書』1・2（1995）【益須寺跡】守山市教委『守山市文化財調査報告書』第7・29冊（1981・1988）、守山市『守山市誌』（2005）【福林寺】（野洲町『野洲町史』第1巻（1987）、野洲市教委『1995年埋蔵文化財調査年報』（2005）【手原庵寺、樋ノ口瓦窯跡】栗東歴史民俗博物館『湖南の古代寺院』（1991）、栗東町史編さん委員会『栗東の歴史』資料1（栗東町役場 1994）、松村浩・畠木陽子「栗東町出土の古代軒瓦」（『栗東歴史民俗博物館紀要』第2号 1996）、栗東町教委『栗東町埋蔵文化財調査1995年度年報』II（1997）【近江国序跡】滋賀県教委『滋賀県文化財調査報告書』第6冊（1977）、滋賀県教委『史跡近江国序跡調査整備事業報告書』II（2004）、【東光寺遺跡】滋賀県教委『大津市東光寺遺跡発掘調査現地説明会資料』（1983）、岡本武志「大津市東光寺遺跡発掘調査略報（1）」（『滋賀文化財だより』131（財）滋賀県文化財保護協会 1988）、滋賀県教委『出土文化財資料化収納業務報告書』（2002）

編集後記

序文にありますように、本協会は35周年を迎えました。これまでに蓄積された文化財に関する情報は膨大なものであります。その情報にふたたび埋もれることのないよう心がけたいものです。さて、今回の紀要には8本の力作の論考が寄せられました。さらに、35周年を記念して紀要の総目次も巻末に掲載いたしました。

本書が文化財の保護のため、広く活用されることを願っております。

(M.N.)

平成18年(2006年)3月

紀要 第19号

編集・発行：財団法人滋賀県文化財保護協会

滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2

TEL (077)548-9780

FAX (077)543-1525

URL : <http://www.shiga-bunkazai.jp>

E-mail : mail@shiga-bunkazai.jp

印刷・製本 富士出版印刷株式会社